

## 台湾の第四原子力発電所問題 その後の顛末

(財)日本エネルギー経済研究所

第2研究部 環境グループ主任研究員 河合 祐一

2000年10月27日、台湾の張俊雄行政院長は、建設中の第四(龍門)原子力発電所について、建設を中止する旨の発表をした(この背景については2000年11月14日付の特別速報レポート「台湾の第四原子力発電所建設中止命令の背景と今後の影響」参照)。その後、2001年1月15日、台湾の大法官会議(憲法解釈法廷)は、本行政院の決定が手続き的に瑕疵(適法性を損なう欠点)がある旨の判断を下し、当該発電所の建設続行の可否は立法院と行政院との調整に委ねられた。そして2月13日、立法院と行政院は、第四原子力発電所の建設を条件付きで再開することで合意した。本合意により、第四原子力発電所にかかる騒動は一応の決着を見たことになるが、以下、これまでの経緯の取り纏めと合意内容の評価、そして今後の原子力政策の展望を記す。

### 1. 事実関係

#### 1-1 これまでの経緯

2000.10.27	行政院、建設中止命令 (立法院、建設中止命令に異議申し立て) (張行政院長、大法官会議に判断委ねる)
2001.1.15	大法官会議、「行政院の中止決定は手続き的に瑕疵あり」との最終判断
2001.1.30	張行政院長、大法官会議判断に基づき、改めて立法院で建設中止決定の報告
2001.1.31	立法院、建設続行の決議案を大差(賛成134、反対70、棄権6)で可決 決議案「第四原子力発電所関連予算の法的効力を再確認し、行政院の第四原子力 発電所建設中止決定に反対する。行政院は第四原子力発電所関連予算を継 続執行し、直ちに第四原子力発電所建設工事を再開しなければならない」 (立法院、行政院間で善後策協議)
2001.2.13	立法院と行政院、建設の条件付き再開で合意
2001.2.14	行政院、合意事項に基づき、閣議で第四原子力発電所建設工事再開を可決

#### 1-2 立法院と行政院の合意内容

行政院は建設再開を直ちに発表する。その後の予算措置は関連法によって処理する。  
 エネルギーが不足しない前提で、非核体制の実現を最終的な目標にする。  
 行政院は将来の原子力エネルギー計画を定める原子力エネルギー関連法案をまとめ、立法

院の審議に付す。

野党連合は、行政院による建設続行宣言の後、両院協議を行うことに同意する。

### 1-3 大法官会議の最終判断

1月15日に招集された大法官会議において、「行政院が第四原子力発電所の建設中止を決定したことは国家の重要政策の変更に属する。しかし行政院は、本来適宜立法院に報告し承認を得る必要があるところを、必要な憲法上の手続きを経ていない。よって本決定は手続き上瑕疵があり、早急に立法院に報告し承認を得ることが必要。」との判断が、12対3の多数で示された。

最終判断の骨子：

施政方針あるいは重要政策の変更により予算案の執行を停止する場合は、行政院長もしくは担当部局長は適宜立法院に報告し、承認を得なければならない。

原子力発電所の建設は、エネルギー・生態環境・産業への影響、膨大な経費、これを停止した場合の事態の複雑性から、国家の重要政策に属すると認められるべきである。

政権政党が交代した場合、重要政策も変更される。

重要政策の変更にあたり、手続きに瑕疵がある場合、その瑕疵が修正不可能な場合はかかる変更は違憲。修正可能で速やかに修正されれば違憲とはならない。本件は修正可能な瑕疵である。

立法院は、行政院の重要政策変更の報告を聴取する義務がある。

立法院において政策の変更（建設の中止）が棄却された場合、

行政院が立法院の多数意見を尊重し、予算の執行を継続する。

行政院と立法院と野党とで解決策を協議する。

協議によっても解決策が見いだせなかった場合、

- ・行政院長が引責辞任する。
- ・立法院が行政院長の不信任案を提出する。ただしこの場合、行政院長は立法院を解散させることができる（立法委員選挙となる）。
- ・立法院が新たに発電所の建設に関わる立法措置をとる。

## 2. 影響

### 2-1 世論調査

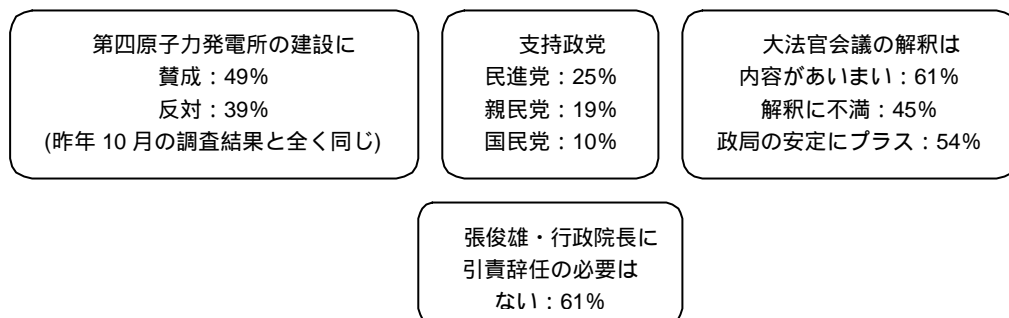
台湾のケーブルテレビTVBSが2001年1月16日に実施した世論調査の結果を図1に示す。

### 2-2 電力会社

第四原子力発電所は、1998年1月に着工し、建設事業費は総額1,697億元（約5,900億円）で、台湾電力によると、2000年10月27日に建設中止が決定されるまでに481億元（約1,680億円）が支払われた。試算では、建設中止後1日当たりの損失は、利息分だけで650万元（約2,300万円）で、人件費や維持費を加えると1,000万元（約3,500万円）を超える。さらに、

稼働後の1日当たりの営業収入約2,500万円（約8,800万円）などを考え合わせると、工事中止による1日の損失は5,000万円（約1億8千万円）に達する。このほか、企業への賠償金は、2社だけでも100億円（約350億円）を超えると見込まれている。

図1 世論調査の結果



### 3. 評価

#### 3-1 合意内容

合意内容は、第四原子力発電所の建設を再開させることを譲らない立法院と、脱原子力の党是を維持したい民進党の行政院による、まさに妥協の産物である。将来の非原子力体制確立目標という「名」を取った行政院と、建設再開の決定という「実」を取った立法院。ドイツの脱原子力に関する政府と電力会社との合意に非常によく似たバランス感覚であると言える。結果的に建設は再開されることとなったが、民進党としてはひとまず脱原子力の党是に対し、メンツを保った形となる。しかしこれも「エネルギー不足を生じさせない」という足枷があり、今後、実際に脱原子力社会の実現を目指していくには相当の困難が予想される。事実、妥協案作成には最後まで党内調整がつかず、大きなしこりを残した（この辺もドイツの緑の党の状況と酷似している）。同党の反原子力派や環境団体、建設地の住民らは2月24日に台北で建設反対のデモを計画しており、陳水扁総統に改めて政策転換の決断を求めることになる模様である。

一方で、一連の行政院長の発言には、憲政体制の維持という大前提の下、いかなる結論であっても大法官会議の解釈には必ず従う、という姿勢が見られた。この点、苦渋の選択であるとはいえ、いたずらに党の方針に流されずに、冷静に事態に対処しようという意思の表れであり、評価できる。余談であるが、行政院の決断を評価した王金平立法院長のコメントの中に、行政の圧力に屈せず憲政体制を維持した歴史上の事例として、日本の大津事件を例示していたことが興味を引かれる。

また、記者会見での質問内容を見ると、報道サイドも建設中止決定には批判的であった様子が窺われ、世論調査の結果と合わせて考えてみても、原子力への賛否に関わらず第四原子力発電所は建設継続すべし、というのが台湾における反応の大勢であったと思われる。

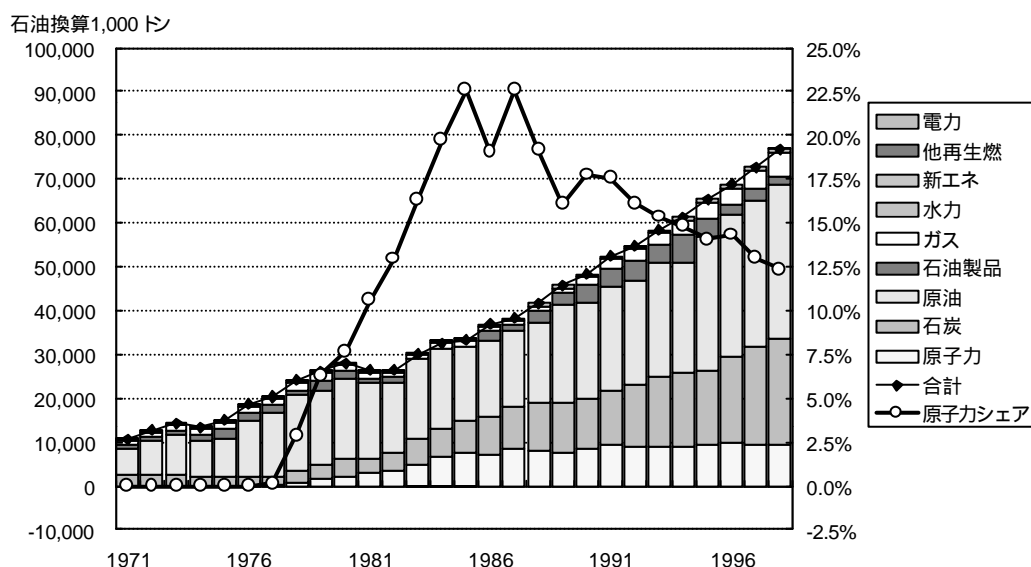
### 3-2 今後の原子力開発見通し

今回の合意内容には、今後の新規炉の建設に関しては特段触れられていない。しかし、形式的なものとはいえ、脱原子力を宣言した台湾において、現在の政治勢力図の中では、新たな原子力発電所建設の承認を得ることは、手続き上相当な困難を要するであろう。

また、台湾でのエネルギー需要は、これまで堅調に伸びている（図2参照）が、張行政院長の立法院における建設中止決定報告において、建設を中止しても、2007年までの電力供給の維持は可能との台湾電力の試算が紹介されている。上述の特別速報レポートにも記したとおり、現在の台湾市場は、アジア金融危機や大地震の影響から、一部中小企業には既に台湾からの撤退や資金流出の動きも見られ、経済的には停滞している部分もあり、今後も同様にエネルギー需要が伸びるという保証はない。また、IPPへのシェア開放や将来の民営化によって、発電システムの効率改善への期待もあると見られる。

以上の理由から、今回建設続行が決定した第四原子力発電所に続く、更なる新規炉の建設は、当面期待できないと考えられる。

図2 台湾の部門別一次エネルギー供給



出所：IEA Statistic "Energy Balance of Non OECD Countries"

数年の後、既存の発電設備が老朽化した場合の電源選択に関しては、結局、これもドイツと同じで、その時点における政治体制、勢力図によって大きく異なるだろう。地球温暖化問題に対する、時の政府によるコミットの仕方によっても、当然違いは出てこよう。いずれにしても、今回の騒動は、政党間の原子力に対する姿勢の違いから発生したひとつの事象であり、台湾の将来のエネルギー供給のあり方という基本問題が問われたわけではないだろう。

なお、張俊雄行政院長による建設中止決定の根拠とその評価については、上述の特別速報レポートに記載しているので重複は避けるが、今回の立法院での報告によると、「第四原子

力発電所の建設に今後かかる費用が、同容量の天然ガス発電への投資額を上回る」ことも建設中止根拠の一つとされている。しかしこれも、建設費用のみの比較であり、ランニングコストに勝る原子力発電に不利に働くため、正当な評価とは言えない。

### 3-3 おわりに

ドイツの事例でも言えることだが、今回の台湾での一件は、まさに原子力発電を放棄することの難しさを浮き彫りにした事例といえよう。ドイツにせよ、台湾にせよ、原子力是非論から結論を先に求めてしまうところに無理があるように思われてならない。各国毎にエネルギー需給事情は異なる。その中で、その国に必要とされるエネルギーを確実に得るための最善の方策を検討し、得られた結果がその国のベストエネルギーミックスとなる。この過程、手法がエネルギー政策であり、原子力の選択の有無は、結果としてのエネルギーミックスにどの程度原子力が含まれるか、によって端的に示されるものであろう。これは日本にとっても同様である。(了)

情報元：台北駐日経済文化代表處ホームページおよび「中華週報」

<http://www.roc-taiwan.or.jp>

<http://www.roc-taiwan.or.jp/news/week/>

お問い合わせ [info@tky.ieej.or.jp](mailto:info@tky.ieej.or.jp)